

## 透明性と説明責任の強化

IASCFとIASBによる、2009年4月2日のロンドン・G20サミットの審議結果への対応措置の包括的概要（2009年8月改訂版）

G20 提言 <sup>1</sup>	完了又は仕掛中の対応	次のステップ
<p>会計基準設定主体は公正価値会計の枠組みを再確認すると同時に、金融商品の流動性及び投資家の保有展望に基づいた評価に対する基準を改善すべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2008年10月：IASBは市場が活発でない場合の公正価値の測定に関する専門家諮問パネルのレポート及び当該レポートのスタッフによる要約を公表した。</li> <li>2. 2008年10月：IASBは一部のケースにおいて特定の金融商品の再分類を許容した。</li> <li>3. 2009年3月：IASBは米FASBが公表した公正価値測定のガイダンス案に対する意見募集を公表した。</li> <li>4. 2009年5月：IASBは、FASBが公表したガイダンスと専門家諮問パネルの指摘事項とを織り込んだ公正価値測定に係る公開草案を、コメントを募集するために公表した。その結果IFRSと米国基準の取扱いとが揃うことになる。コメント期限は2009年9月28日である。</li> <li>5. 2009年6月：IASBは、公正価値会計の主要な論点の1つとして識別されている、企業自身の負債の公正価値評価の実務に関するスタッフ文書を公表した。コメント期限は9月1日である。コメントは、IAS第39号「金融商品」を置き換える作業においてIASBに伝えられる。</li> <li>6. 2009年7月：金融危機諮問グループ（FCAG）は財務報告の限界を浮き彫りにしたレポートを公表し、企業に対して実効性ある価格の検証手続を行い、評価手法を改善するように促した。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公正価値測定に係る最終基準書は、2010年の上半期に公表される予定である。</li> <li>2. 金融危機諮問グループ（FCAG）レポートの結論は、IASBとFASBの審議にあたって情報として提供される。</li> </ol>

<sup>1</sup> <http://www.londonsummit.gov.uk/resources/en/PDF/annex-strengthening-fin-sysm>

G20 提言 <sup>1</sup>	完了又は仕掛中の対応	次のステップ
<p>基準設定主体は金融商品の会計基準の複雑さを減らすべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2008年3月：IASBとFASBはIAS39を置き換えるための討議資料「金融商品に関する報告における複雑性の削減」を公表した。</li> <li>2. 2009年3月：IASBとFASBは現行の金融商品の会計基準（IASBにおいては、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」）を、金融危機から発生した問題に包括的に対処する、共通の世界中で受け入れられる基準に置き換える作業を加速化することで合意した。</li> <li>3. 2009年7月：IASBは、「金融商品に係る提案：分類と測定」を、IAS第39号を置き換える3段階のプロジェクトの第1弾として公表した。コメント期限は2009年9月14日であり、最終基準書は、2009年の年度財務諸表までに間に合うように公表される。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2009年9月：IASBとFASBは、共同で金融商品に係る提案に関する円卓会議を、欧州、米国及びアジアにて行う予定である。</li> <li>2. 2009年第4四半期：IASBは、金融商品の分類と測定に関する最終基準書を、2009年の年度財務諸表までに間に合うように公表する予定である。</li> <li>3. 2009年10月：IASBは、予想損失モデルについての検討を含む、金融商品の減損に係る提案を公表する予定である。これは、2009年6月に公表された予想損失モデルに係る情報提供の要請に対する回答からの情報を織り込んだものとなる。</li> <li>4. 2009年12月：IASBは、IAS第39号を置き換えるプロジェクトの第3弾であり、最後の部分に相当する、ヘッジ会計に関する提案を公表する予定である。</li> </ol>
<p>基準設定主体はより広い信用情報を組み込むことで、貸倒引当金の会計上の認識を強化すべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. IASBとバーゼル銀行監督委員会は貸倒引当金の問題を議論するための定期会合を行っている。FASBは当議論に加わるよう要請されている。</li> <li>2. 2009年6月：IASBは、金融商品の減損に係る予想損失モデルの実行可能性についての情報提供の要請を公表した。コメント期限は2009年9月1日である。</li> <li>3. 2009年7月：FCAGは、貸倒引当金について、現在の発生損失モデルに代わる、より将来を見据えた方法を用いる選択肢をIASBとFASBが模索することを推奨した。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2009年10月：上記で述べたように、IASBは予想損失モデルについての検討を含む、金融商品の減損に係る提案を公表する予定である。これは、2009年6月に公表された予想損失モデルに係る情報提供の要請に対する回答の情報、並びにFCAGからのインプット及び銀行監督当局との討議の結果から得られたインプットを織り込んだものとなる。</li> </ol>

G20 提言 <sup>1</sup>	完了又は仕掛中の対応	次のステップ
<p>基準設定主体は引当金、オフバランス項目及び評価の不確実性に対する会計基準を改善すべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上述のとおり、IASB は引当金についていくつもの措置を講じている。</li> <li>2. IASB はまた、オフバランスシートによる資金調達に係る包括的な見直しを行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年12月：IASB は、どの企業が支配をしているのかを識別する（連結）規定を強化・改善する提案を公表した。</li> <li>・2009年3月：IASB は、金融商品の認識の中止に係る規定を改善する提案を公表した。</li> <li>・2009年6月：IASB と FASB は、共同で連結及び認識の中止に係る円卓会議を、欧州、米国及びアジアにて行った。</li> </ul> </li> <li>3. 上述のとおり、IASB は公正価値測定に係る公開草案を公表した。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2009年第4四半期：IASB は連結に係る最終基準書を公表する予定。</li> <li>2. 2010年下半期：IASB は、オフバランスシート活動に係る包括的な見直しを締めくくる、認識の中止に係る最終基準書を公表する予定。</li> <li>3. 公正価値測定に係る最終基準書を、2010年の上半期に公表する予定。</li> </ol>
<p>基準設定主体は高品質な一組のグローバル会計基準に向けて大きな前進を図るべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定款に記載のとおり、高品質でグローバルな会計基準の実現はIASB 及び IASCF の第1の目標である。</li> <li>2. 2008年：IASB と FASB は MoU を更新した。目的 = 2011年までに IFRS と米国基準のコンバージェンスを達成すること。</li> <li>3. IASB は IFRS の採用を促進するために各国の基準設定主体と作業を行う。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. IASB 及び IASCF は、IFRS の完全な採用（full adoption）の促進を継続する。IASB と FASB は MoU プロジェクトについて最優先事項として作業し、途中で不必要な相違が発生するのを避けるよう努める。</li> <li>2. IASB は、2011年頃を目処に IFRS の採用を予定している国が秩序立てて移行できるようにするため、2011年までに主要なプロジェクトの多くを完了させる予定である。</li> </ol>
<p>IASCF は、独立した会計基準設定プロセスの枠組みの中で、IASB の定款レビューを通じて、監督当局及び新興国を含む、利害関係者の関与を改善すべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 5年ごとに行われる定款レビューが2005年に完了した後、IASCF の説明責任は多くの方策によって強化された。それらには以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Trustees が定款上定められた責任を履行することの実効性を評価する正式な枠組みが設けられた。</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2009年9月：Trustees は第2次定款レビューに係る提案を、コメント募集のため公表する予定である。</li> <li>2. 2009年9月：Trustees は第2次定款レビューについて、より幅広く意見を募集するた</li> </ol>

G20 提言 <sup>1</sup>	完了又は仕掛中の対応	次のステップ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デュープロセス監視委員会が創設された。</li> <li>・IASB の活動実績のレビュー及びIASB の指名にかかる手続が強化された。</li> <li>・組織の戦略及び活動実績に係る論点を議論するIASB との間の対話が拡大された。</li> <li>・フィードバック文書及び影響分析の導入を含む、IASB のデュープロセスの強化が承認された。</li> </ul> <p>2. 2009年1月：2回目、5年ごとの定款レビューの第1次が完了した。その結果は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Trustees は、IASCF モニタリング・ボードを創設した資本市場規制当局との間に正式な関係を構築した。IOSCO 新興市場委員会は、モニタリング・ボードの一員である。バーゼル委員会はオブザーバーとして参加している。</li> <li>・Trustees は、ボードメンバーを増員して16名とするIASB の規模の変更及びIASB の構成員に関する地理的なガイドラインを設定する変更を実施した。新たなガイドラインのもとでは、アフリカ及び南米出身のボードメンバーが1名ずついなければならない。</li> <li>・2009年4月及び7月に、Trustees とモニタリング・ボードとの間の正式な会合が、英国及びオランダでそれぞれ行われた。</li> </ul> <p>2009年1月にTrustees は、組織の有効性を改善し、アナリスト及び投資家団体とも広く連携するために、IASB の主要な助言機関であるSACを改組した。</p> <p>SAC は世界中の利害関係団体の代表者で構成されるよ</p>	<p>め、欧州、米国及びアジアで公開の円卓会議を開催する予定である。</p> <p>3. 2010年1月：第2次定款レビューの結果として、関連する定款の改定が承認される予定である。</p>

G20 提言 <sup>1</sup>	完了又は仕掛中の対応	次のステップ
	<p>う再構成された。メンバー構成は G20 が提言した利害関係者を含んでいる。メンバーは会議の準備段階で自分の所属する団体の意見を説明し、IASB にその意見を伝え、会議の結論と議論の内容を自分の所属する団体に伝えることが期待されている。</p> <p>3. 2008年12月：Trustees は協議資料を公表し、第2次定款レビューを開始した。</p>	